

議案第89号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道の」を「下水道の構造、」に改める。

第2条第2号中「排水きよ」を「排水渠」に改め、同条第3号中「暗きよ」を「暗渠」に改める。

第2条の次に次の6条を加える。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造は、同条第1項に規定するもののほか、次条から第2条の6までに定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

（1）堅固で耐久力を有する構造とすること。

（2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものにつ

いては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号）で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、平成16年国土交通省告示第262号で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造

の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第2条の7第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう下水道法施行令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成24年国土交通省告示第186号）で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道  
（終末処理場の維持管理）

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気<sup>ろ</sup>の発散及び蚊、はえ等の発生<sup>ろ</sup>の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう下水道法施行令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件（平成24年国土交通省、環境省告示第1号）で定める措置を講ずること。

第8条第1項第7号中「磷含有量」を「磷含有量<sup>りん</sup>」に改める。

第9条第4号中「沃素消費量」を「沃素消費量」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準が条例に委任されたことに伴い、当該基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。